

震災から一カ月が過ぎました。被災されました皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、復興に向けてご尽力されている皆様の安全とご活躍をご祈念申し上げます。

今回は、震災への政府の対応について、皆様に少しでも多くの情報をお届けできればと思います、自民党対策本部会議における質問・指摘から、大分県に関わる政府側の回答をまとめました。

◆地元が安心して復旧・復興事業に取り組めるよう、特措法を制定して欲しい

◆政府は、復旧・復興に向け、全面的にバックアップします。個別具体的な被害状況や必要となる復旧事業等の内容を詳細に精査し、地方財政措置の充実等も含め、必要な財政支援をしっかりと行っていきます。

◆全壊・半壊ではなくても、実際には住めない家屋について柔軟な対応をして欲しい

◆必ずしも外観に大きな被害がみられなくとも、地盤や敷地の被害等のやむを得ない事由によって住宅を解体せざるを得ない場合には、被災者生活再建支援制度にて、全壊と同様の支援を受けることができます。

◆応急仮設住宅の提供も、「住家が全壊で自らの資力では住家を得ることができない者」という原則と同等とみなす必要がある場合等には、提供することも可能となっています。

◆雇用調整助成金の対象外となってしまう、カラオケやク

ラブがあるホテルなどについて柔軟な対応をして欲しい

◆旅館やホテルにおいて「接待を伴う飲食等営業」の許可を受けている事業所については雇用関係助成金の支給対象としないところですが、実態に即して適切に対処するよう各労働局に徹底を図り、次に該当する場合は支給対象として取扱うようにします。

1. 実際には営業がおこなわれていない場合

2. 営業が当該事業所の事業の付随的なものであり、かつその規模（人員配置、スペース、売上など）が事業全体のごく一部を占めるに過ぎない場合

◆あぜ道の崩壊などについてJA単位、地区単位で復旧支援できないか

◆水田のあぜ道の崩壊により、用水の貯水機能に影響がある場合、一箇所当たりの工事費が40万円以上であれば災害復旧事業の対象になります。この際、同じ農地の被災箇所が150m以内にある場合は、一箇所工事として考える

◆ことができず。

◆今般は激甚災害に指定されているため、一箇所あたりの工事費が40万円に満たなくても13万円以上であれば、激甚災害指定により、市町村は、農地等小災害復旧事業債の起債が可能であり、一定の財政支援が受けられます。

◆地面の下が相当壊れていて、掘ってみないと実際の被害状況が分からない。暗渠対策もしっかりやって欲しい

◆沈下等により不陸が生じた農地については、災害復旧事業による復旧の対象になります。

◆今般は、激甚災害に指定されているため、農地・農業用施設の災害復旧事業について、補助率の嵩上げ措置が適用されます。

◆掘ってみないと実際の被害状況が分からない暗渠についても、被災した農地の査定時に、「掘削により暗渠の被害が確認された場合は復旧の対象とする」等の条件を付けることで復旧の対象となります。

◆問・意見 ◆政府側回答

◆落石の危険がある国道には、センサーを整備するなど安全確保の措置を

◆国道210号日田市天瀬町では、落石センサーが異常を検知したため通行止めを行いました。その後応急復旧を実施して4月29日に通行止めを解除し、引き続き落石センサーで監視しているところでは、国道212号については、余震により更なる落石の危険性があることから、現在も通行止めを継続しています。

◆国道212号の工事の実施にあたっては、センサーなどを活用した安全確保についての助言も行っています。

◆その他の落石の危険性がある箇所についても、安全確保のための措置について、大分県と連携して検討して参ります。

◎防災対策要対策箇所数（大分県）

国道210号 13か所  
国道212号 20か所

Facebook でも活動報告を行っています。〈Facebook アドレス〉 <https://www.facebook.com/anamiyoichi>

皆様のご意見をお聞かせください! お待ちしています。

あ な み よ う い ち

衆議院議員 穴見陽一 後援会 事務所

〒870-1133 大分市大字宮崎867-18 TEL.097-567-1319 FAX.097-567-2010

<http://www.anamin.net> E-mail:info@anamin.net



### ◆ゴミの廃棄費用についての財政支援を行って欲しい

◇災害で発生した廃棄物については、生活環境保全上支障をきたすおそれがあり、市町村による災害廃棄物の収集、運搬及び処分に対して環境省の「災害廃棄物処理事業費補助金」による財政支援を実施します。

全壊家屋の解体に加え、通常は補助対象としていない半壊家屋の解体費についても、補助対象とします。

### ◆観光産業への深刻な打撃があるなか、旅行需要を回復するための呼び水として期待の高い「九州ふるさと旅行券」の実現性は

◇観光産業は裾野の広い産業から構成されており、九州地方の経済全体にも多大な影響を与えるものと考えています。

現在、地域ごとのニーズを詳細に把握するとともに、どのような形で対応することが適切であるのか、関係省庁とともに具体的に検討を進めています。今年の夏休みなどの多客期を逸することのないよう、速やかに対応してまいります。

### ◆観光需要喚起のため、地域独自のイベントやクーポン券への取り組みに対しても、国からの支援が明確になると地方も頑張れるのだが

◇地域が実施する観光プロモーション等については、地域の地方公共団体や事業主体等の意見を踏まえ、観光庁プロモーション事業の前倒し実施などにより、しっかりと支援してまいります。

### ◆海外では、九州渡航への注意喚起を出している国があるが、解除されるよう働きかけをして欲しい

◇5月17日現在、アジアでは、中国、台湾、香港、シンガポールにおいて、また、欧州ではフランス、ベルギーにおいて、九州や熊本への渡航に関する注意喚起が发出されていると承知しています。

引き続き、各国による九州地方への渡航制限や自粛要請について情報収集に努めるとともに、現在、注意喚起等は発出されていないものの、九州のインバウンド観光への影響が大きい韓国も含め、各国に対し必要な働きかけを行ってまいります。

### ◆商店街を含む被災した中小企業・小規模事業者が、事業を再生するために必要な設備・施設の整備に対する支援が必要で

◇商店街支援については、今年度当初予算で措置している「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」の公募期間を、被災地域において延長しているところ

です。被災地のために「できることは全部やっていく」という考え方の下、現地の被害状況やニーズを踏まえ、予備費の活用も含めて早急に検討します。

Facebook でも活動報告を行っています。〈Facebook アドレス〉 <https://www.facebook.com/anamiyoichi>

皆様のご意見をお聞かせください! お待ちしています。

衆議院議員

# 穴見陽一

## 後援会 事務所

〒870-1133 大分市大字宮崎867-18 TEL.097-567-1319 FAX.097-567-2010

<http://www.anamin.net> E-mail:info@anamin.net

